「日本の留学生受入れ事業の歴史的展開に関する実証的研究— 日本学生支援機構所蔵史資料の調査分析」報告書 「インドネシア賠償留学生制度の歴史的意義と実態に関する研究」

高木航平・杉村美紀・萱島信子

はじめに

「インドネシア賠償留学生」は、第二次世界大戦終了後、「日本国およびインドネシア共 和国賠償協定」に基づいて、1960(昭和35)年度より1965(昭和40)年度まで実施され たインドネシア人留学生の受入れである。当初は 5 年間に合計 500 人を受け入れる計画で 始められたが、実際の受入れ数は合計で381人1であった。彼らは来日後、国際学友会日 本語学校において日本語教育を受け、その後、受入れ大学での専門の勉強を行った。本調 査は、平成 30 年度学生支援の推進に資する調査研究事業(JASSO リサーチ)として行わ れた。国際学友会の後身である日本学生支援機構(JASSO)東京日本語教育センター資料 室の保管文書のなかから、インドネシア賠償留学生関連の資料に注目し、本制度の概要や 受け入れの実態を、元賠償留学生や、その同級生だった人々へのインタビューを交えなが ら、関連資料の発掘と検証によって明らかにしようとしたものである。東京日本語教育セ ンターの保管文書は大きく分けて、(1)関係省庁との連絡文書や会計簿をまとめた事務文書 綴り、(2)ISI 月報や事業報告書といった国際学友会による発行物、(3)名簿や成績等の学生 情報、(4)アルバム、(5)新聞切り抜きや外部の発行物、によって構成されている。本研究で は主に(1)と(2)の資料を利用し、(1)は既存の文献からは見えてこなかった事業運営の詳細や 事務手続きを、(2)は関係者による事業へのコメントや回顧を通して、より幅広い視点から 賠償留学生事業を理解することを試みている。保管文書は並行して JASSO による目録作成 が行われたため、本稿巻末には同目録を参考資料として添付する。

本研究の特徴は次の 3 点に集約される。第一に、「インドネシア賠償留学生受入れ制度」は、日本とインドネシアの二国間協定により、インドネシアの人材育成事業が実施されたという事実はこれまで知られてきたものの、その詳細をまとめた調査研究はなく、実態もあまり知られてこなかった。本調査ではインドネシア賠償留学生に関する史資料や情報をつなぎ合わせることにより、その実態解明に少しでも資する分析を行おうとした。

第二に、本調査を現時点で行うことの必然性である。インドネシア賠償留学生として実際に日本に来た元留学生ならびに受入れ側の関係者については高齢化が進み、当時の記憶をたどるインタビューや語りを実施できる機会が今後ますます限られていく。こうした状況の中で、今回、限られた人数ではあるが、当時の様子を把握して記録に残すことには大きな意義があると考えた。

第三に、1950年代から60年代初頭にかけて計画・実施された事業という点で、同時代

の日本の社会および留学生教育の状況を踏まえた場合に、現在とは大きく異なり、留学交流はもちろんのこと、日本社会の戦後復興がまだ途上にある段階で、人材育成事業が展開されたという歴史的意味を検証するという点である。今日のように、高等教育の国際化やグローバル化が盛んに議論され、そのなかで留学生政策についても活発な論議が展開されるのとは異なり、当時の日本における「留学」の位置づけは、きわめて限られた日本人学生の海外への送り出しを主とするものであった。こうした状況のなかで、あえて人材育成に特化した賠償留学生事業が展開されたということをどのように解釈すべきか。名称には「留学」という文言がはいっているものの、本制度が当時開始していた国費留学生制度とは別に、日本・インドネシアの二国間関係の賠償交渉の結果、展開されていた点で、同制度が単なる教育文化交流ではなく、一般的な「留学」とは異なる意味づけが付与されていたことが予想される。

1. インドネシア賠償留学生制度の政策的背景

インドネシア賠償留学生制度は、第二次世界大戦終了後の「日本国およびインドネシア 共和国賠償協定」に基づいて実施されたものである。本節では、この制度実施の政策的背 景を戦後賠償問題におけるインドネシア賠償、ならびに同賠償制度が実施された当時の社 会的背景と留学生教育を概観することにより、インドネシア賠償制度がなぜ人材育成支援 策となって実現されるに至ったかという背景について整理する。

1-1. 戦後賠償問題と対インドネシア賠償

日本が戦後行った「賠償ならびに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」² は多岐にわたるが、このうち、「賠償」はサンフランシスコ平和条約に基づく対フィリピン (賠償協定:1956年7月発効) および対ベトナム (賠償協定:1960年1月発効) と、個別の平和条約に基づく対ビルマ (賠償・経済協力協定:1955年4月発効) と対インドネシア (賠償協定:1958年4月発効) がある。本稿で取り上げるインドネシア賠償留学生制度は、このインドネシアとの賠償協定に基づいて実施されたものである。インドネシアとの個別の平和条約に基づく賠償は、「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」が1958年1月20日に藤山愛一郎外務大臣(当時)とインドネシアのエバンドリア外務大臣によって締結され、その後、同条約の中で賠償金額やその支払い方法を定めた第四条1(a)の規定にもとづいて、1958年1月20日に「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」が締結され、これにより、2億2308万ドルの賠償が決定され供与された3。

このインドネシア賠償をめぐっては、もともと 1951 年 12 月中旬から 1 か月余りにわたり「賠償会議」によって協議が行われ、1952 年 1 月には「賠償に関する中間協定案」が成立し、両国全権は仮署名を行った。外務省外交史料館所蔵の記録文書「日本インドネシア賠償会議」4によれば「インドネシアとの間には、この中間協定案を基礎にして、近いうち

に、本協定締結の交渉が開始されるはずであり、また他の求償国との賠償交渉もいずれ行われるものと予想されるので、その際の参考として、日イ賠償会議の議事録及びその他の 関係資料を一括取りまとめた次第である。」と述べられている。

「中間協定案」の第 3 條には、賠償留学生制度に関わる条文が盛り込まれている。すな わち第3條には「この賠償に関する中間協定第 2 條に掲げる日本人の役務のインドネシア に対する提供に当たっては、日本国の存立可能な経済の維持が考慮に入れられなければな らないこと、前期の役務が、インドネシアの経済発展計画に従って、鉱業、農業、海運業、 漁業その他の分野を含むその産業の確立、発展又は再建を促進するようなものでなければ ならい事および次に掲げる役務が日本国の費用で提供されなければならい事が同意され る。」としている。そしてそのなかの C 項では「工業、農業、海運業、漁業、科学研究、銀 行業および商業の分野の技術上及び経営上の援助における役務。但し、インドネシアの能 力がこの点で不十分であり、且つ、インドネシアの要員がこれらの分野において養成され ている期間とする。」と言及している。そして D 項では「日本国にある工場における専門家 の要請を含み、技術的分野における理論及び実地の教育及び経験を得ることについてイン ドネシア国民にできるだけ多くの機会を提供することにおける役務。」と述べられている 5。 この条文に関連して、一連の協議のなかで、特に「賠償留学生制度」に関係する論議が 行われたのは専門分科会であって、たとえば第 3 回公式会議に引きつづき行われた第 4 回 専門分科会(1951年12月28日)において、「技術者の養成」というテーマで「(1) イ国の急 速な工業化遂行のため、工業技術者を日本において養成して貰う。(2)養成を受ける者は、 イ国の青年学徒及び各職域からの未熟練技術者で、前者は主として学校教育、後者は工場 の実習教育を受ける。(3)専攻科目はドキュメント B に必要なものが列挙されている。(4) 派遣人数は直ちに明示する用意はない旨説明があった。」6とされている。この議論のなかで は、インドネシア側から渡航する実習生に対しては簡単な日本語を習得させたいという要 望があり、日本側が日本語教師派遣の用意がある旨回答したということも含まれている。 この議論から、当初よりすでに、「インドネシア賠償留学生制度」の原型が議論されていた ことがわかる。

こうした一連の交渉協議にもかかわらず、実際にインドネシアとの間の賠償協定が結ばれるのは前述のとおり1958年であった。この間のインドネシア賠償をめぐる複雑な動きは、日本とインドネシアの二国間関係のみならず、国際社会における様々な政治的関係に影響を受けながら展開したことが先行研究で指摘されている。宮城(2001)でによれば、「そもそもインドネシアは1951年にサンフランシスコ対日講和条約には調印したものの、それがアメリカ主導の『片面講和』でインドネシアの掲げる非同盟中立路線とは相容れないものだったこと、日本側が賠償支払い総額を提示しないことへの反発などから条約の批准はしなかった。」としている。また「二国間条約による関係回復が摸索されることになった。しかし当初のインドネシア側の賠償要求額が175億ドルと、当時の日本の国民総生産を上回る金額であったのに対し、1953年、岡崎勝男外相がインドネシアを訪問した際に提示した

賠償額は1億2500万ドルとあまりに大きな開きがあった。」(同35頁)ことを指摘している。 そして、その後、交渉は進展しなかったが、オランダ撤退後のスカルノ政権に対する米英の政治的思惑や日本の対東南アジア外交、さらにインドネシアの内政の混乱と経済の低迷等により、「日本の賠償に強い期待がよせられるように」なり、「それまで『無関心』の対象でしかなかった日本が、戦後十数年を経て『高度な工業国』として復興したことが、いわば再発見され、『地理的にも極めて近いという点から、お互いに協力して行く自然的要素があるということが認識される』ようになった」(同41頁)ことを指摘している。

こうして「インドネシア賠償留学生制度」は、後述するとおり、当時すでに開始されていた国費留学生制度とは別に、日本とインドネシア間の賠償協定に基づいて実施されることになった。そこでは「日本・インドネシア両国の文化および経済関係の強化並びに両国の友好関係の増進に貢献する」8ことを目的として創設された。

1-2. 賠償留学生事業実施当時(1950年代末から60年代)の留学生教育

こうしてインドネシア賠償留学生の受入れが実施されることになった。その詳細は次節 以下で述べるが、ここでは同事業が実施された当時の社会背景と留学について整理する。

文部科学省(2001) %によれば、戦後の留学生制度のあゆみは1946年に「留学生数は564名」とあり、次いで1953年に「インドネシア政府派遣技術研修生60名来日」、さらに1954年に「『国費外国人留学生招致制度』の創設(研究留学生、学部留学生計23名が来日)」と記載されている後は、1964年に「文部省に留学生課を設置(留学生数は3003名)」、さらに1970年に「私費外国人留学生統一試験の実施(以降毎年実施)(留学生数は4444名)」と記載されているのみである。

第二次世界大戦後直後から1960年代にかけての留学生を把握する史資料が極めて限られた中で、先行研究で指摘されている動向をまとめると以下のとおりである。

第一に、宮山・山代(1976)10が述べるように、戦前・戦中の留学生教育に関する諸制度は廃止され、留学生事業の戦後処理は1949年に終わりを告げるが、1950年のサンフランシスコ講和条約の調印、ならびに1952年の日米安全保障条約の発効とともに、国際文化交流が「新しい理念のもとに」再開されたという点である。宮山・山代(1976、同上)によれば、「1952年には文部・外務両省による留学生受入れに関する定期連絡懇談会がもたれ、意見交換が行われ、文部省は財界の寄付及び政府補助金によって、東南アジアの留学生に奨学金を出すという『アジア同学会』の構想をもち、財界人の中にもこれに関心を示す人が少なくなかったが、当時すでに約5,000万円の政府補助金が国際学友会に交付されていたので、新たに別の団体を作るのはどうかということで『同学会』構想は挫折し、28年(1953年)、文部・外務両省間で国際学友会を育成強化することで合意に達した。」(同、78頁)という。最終的には、この予算は国際学友会ではなく、文部本省への予算とされ、これが1954年の「国費外国人留学生制度」発足へとつながったとしている。

第二に、同時期にはまた、「米国の援助や朝鮮戦争による特需などの外的要因もあって、

戦後の経済復興も漸く軌道に乗り、このような状況の中で、特に東南アジアに対する教育・技術援助の必要性が、政界はじめ財界、教育界からも叫ばれるようになった。」(宮山・山代、同上、79頁)とされる。ここには、日本側において、戦後再開した留学生受入れ施策の初期の段階から、東南アジアとの関係を重視しようとする姿勢がうかがわれる。この点は、宮城(2001、前出)が、日本政府が行った賠償交渉の背景として、「戦後日本の『アジア復帰』は、戦前の大市場でありながら共産化した中国大陸との関係回復が冷戦下では困難だったことから、まずは東南アジアへの進出の摸索という形をとった。」11としていることとも関連する。

しかしながら、第三に、当時の日本の留学生受入れ施策はまだまだ十分といえるような ものではなかった点にも留意する必要がある。同時期の外国人留学生をめぐる諸問題を分 析した川上(2016)12 によれば、文部科学省のみならず、留学生政策に関する先行研究に おいても、同時期の「留学生受入れへの関心が高いとは言い難い」(21頁)としている。川 上(2016、前出)はまた留学生教育問題として、大学の学部におけるアカデミックな基礎 教育及び専門教育と留学生が求めている実用的内容とのギャップ、選考方法、奨学金等を めぐる受入れ待遇と宿舎の問題、アドバイジングの不備、受入れ体制の不備、日本語教育 の問題、日本社会の閉鎖性など様々な問題が当時すでにあったことを指摘し、「1950~60 年代の留学生教育問題は、国際社会に復帰したばかりの日本を国際的視野から見ることで 露呈したものと考えられ、留学生の問題は日本社会そのものの問題に繋がっていると言え る。」(36 頁) と分析している。留学生受入れに関する諸問題は、文部省(1966) 13でもす でに指摘されている。特にアジアからの留学生の受入れについては、片山(1955)14が「在 日東南アジア留学生の指導上の問題として、日本語教育の他、家庭的雰囲気の重視、宗教 上の配慮、学習の厳格化、相手国文化の尊重、礼儀作法の遵守などを挙げ、「今後賠償に関 係し、あるいはその他の関係で、東南アジアの留学生が増す見込みであるならば、その受 け入れ態勢は、現状では、全く不十分である。最小限の施設として収容力のじゅうぶんあ る日本語学校を作り、家庭的な寮を設けなければならない。また一般社会、特に教育界の 人々に東南アジアの実状を理解してもらうために、あらゆる機会を利用してほしい。」(33 頁)と述べている。

ただし、第四に、以上述べた問題点がある一方で、インドネシア側からは日本の教育に期待するところがあったことは前述したとおりである。すなわち「戦後十数年を経て『高度な工業国』として復興した」日本に対する期待があるとともに、特にインドネシアについては、戦前の南方留学生のその後の活躍が、日本留学を意義づけたということもあげられる。

インドネシア賠償留学生制度を実現させるに至ったこうした背景を概観すると、本制度は、政治的外交的意図を多分に含んだ教育文化交流の「新しい理念のもと」に展開された制度であったことがわかる。

2, インドネシア賠償留学生制度の概要

本章では、まず賠償留学生制度開始までの経緯を整理した上で、東京日本語教育センタ 一資料室の保管資料を使いながら、留学制度のうち特に国際学友会に関連する概要を述べ る。インドネシアへの戦後賠償はその大部分がインフラ開発や重工業事業といった資本財 の供与として実施されたが、役務の供与の一部として教育訓練計画(賠償留学生および研 修生事業) に充てられた。教育訓練計画の事業総額は 30.8 億円と同国への賠償総額の 4% に満たない規模であったが、戦後賠償事業としての教育訓練は他にビルマ、フィリピンで 小規模に実施されたのみで、これ程の規模の留学生受入れは特殊であった。事業は 1960 年 から 6 年間継続され、予定されていた 500 名の受入れに対し 381 名を受け入れた。当初の 予定人数を下回り、また最後の2年に関しては1桁台しか渡日していないが、これは1965 年までには賠償資金が殆ど底を尽きていたためとされている 15。賠償事業に関する交渉は 1951年12月のジュアンダ運輸相を首席代表とする賠償使節団の来日を皮切りに開始され、 日本側は当時の外務省賠償部が協議を担当した。教育・技術研修は当初から賠償交渉の議 題に含まれており、特に同国経済界の要望のひとつとして、日本からの技術者派遣による インドネシア国内での技術者養成と合わせて、インドネシアから日本への団体派遣が打診 されていた 16。賠償会議では、イブラハム・ザヒール支払方法部長と当時外務省参事官で あった柿坪正義が中心となりこれらの事業について協議がなされた。前章で述べたとおり 第 4 回専門分科会にて賠償留学生制度の原案が協議され、日本側は戦後の住宅不足や受入 先機関に関する検討が必要としつつも、取り組みには概ね了承している 17。賠償会議の翌 年 1 月には中間賠償協定が成立し、研修生受入れに関する要項も含まれることになった。 賠償事業全体としてはその後様々な変節を経ることになるが、留学生事業については、当 初から比較的一貫した計画であったようだ。

交渉当初から教育研修が計画に入っていた要因のひとつには、これまでの日本留学者の経験に基づいた有力な留学先としての印象であった。インドネシア人の日本留学は1930年前半まで遡ることができ、当時の日本への関心の高まりと呼応するように初期の私費留学生の渡航がはじまったとされる18。その後1935年に国際学友会が設立され、南進論の高まりと共に1943年には南方特別留学生制度による招聘が行われた19。南方特別留学生の一部は、帰国後に政治、経済、教育等の有力者として活躍し、インドネシア元留学生協会(PERSADA)やダルマプルサダ大学の設立に携わる等、二国間関係に大きく寄与していくことになる。留学生受入れが賠償事業のひとつとして要望された背景には、同国文部省の課長として賠償留学生制度の設計を担当したアマング氏など、元・南方特別留学生の働きかけがあったとされている20。更には、欧州共同体、共産圏、アメリカ圏と国際政治・経済の構図が変化する中で、日本を含めたアジアを一つの単位で捉え「アジア人たる日本より学びたい」という意識が共有されていたことも要因の一つであった21。

前章で述べたように、中間賠償協定が仮署名された直後にインドネシアとの平和協定、

賠償協定は棚上げとなる。その間の交渉過程で留学・研修事業がどの様に扱われていたかは定かではないが、継続してインドネシア側の関心事項ではあったようだ ²²。1958年に賠償協定が締結された後は、同年 4 月にインドネシアの文部省次官が来日した際に話が出たものの、正式な打診があったのは 1959年に入ってからで、国際学友会は急遽受入れ体制を整えることになった ²³。5月 20 日に賠償部において関係省庁の非公式打ち合わせが開催され、そこで受入れ大学や分野、日本語教育期間を 1 年間設けるといった、本事業の骨子が作られたようだ ²⁴。その直後の 6月 17日、来日中のスカルノ大統領により、賠償資金により 1000人の留学生と 100人の専門訓練生を送る計画が発表され ²⁵、翌年 4月には受入れ事業が開始された。各年度の国際学友会における受入れ人数は表 1 のとおりである。

表 1. インドネシア賠償留学生の受入人数 1

年度	受入人数
1960	97名
1961	99名
1962	115名
1963	57名
1964	7名
1965	6名

2-1. 国際学友会による受入れ業務

賠償留学生事業においては当時の国際学友会が一元的な受入れ先となり毎年 4 月(1961年、1963年は5月)より1年間の日本語教育を施した。少なくとも最初の3年は100名前後の学生が来日しており、これは規模の大きさからも、またその全員が大学での学位取得を目的とするという点からも、日本にとっても経験の無い留学生受入れ事業であった26。その役割は日本語教育に留まらず、来日に合わせた生活環境の整備から、日本各地の受入れ先大学への配置及びフォローアップと、事業の根幹となる役割を担っていた。国際学友会の役割を網羅した資料として、『留学生に関するインドネシア賠償使節団と財団法人国際学友会との契約実施細目』27の一部を以下に抜粋する。

- 第1条 [インドネシア賠償使節団(以下、甲)]は、1960年4月1日以降毎年度 100名の留学生を5年間にわたり各年度初めに派遣するものとする。
- 第2条 [財団法人国際学友会理事長守島伍郎(以下、乙)]は甲が派遣した留学生を受入れ1年間の日本語その他の基礎教育及びこれに続く4年間の大学教育を実施したのち帰国させるものとする。但し特殊科目専攻留学生の大学教育機関は短縮又は延長されうるものとする。

 $[\dots]$

- 第8条 乙は本契約にもとづき次の業務を実施する。
 - 1. 留学生の日本到着後、予め準備した宿舎に引率すること。

2. 宿舎の提供。留学生専用の宿舎が建設されるまでは乙が契約してホテル又は旅館に宿泊させる。

専用の宿舎が建設された場合はその運営に関しては別に定める。

- 3. 大学進学に必要な日本語及び基礎学科教育を実施する。 乙は別に定める計画書にもとづき、大学進学に必要なる日本語及び 基礎学科教育を実施する。
- 4. 大学教育の実施

文部省その他各大学との協議の上決定した計画書にもとづき、留学 生を各大学に配置し、大学教育を実施する。

- 5. その他この契約を実施するに必要なる次の業務を行う。
 - (1) 見学旅行その他啓発事業
 - (2) 留学生の健康の保持、増進
 - (3) 学生給与の支払
 - (4) 甲に対する諸報告書の作成、提出
 - (5) 留学生の帰国に関する諸業務
 - (6) その他の庶務

第9条 乙は次の通り経費を支出する。

1. 直接経費

- (1) 手当 月額 10,000 円を毎月 1 日に留学生本人に支給する。
- (2) 交通費 月額1,000円を毎月1日に留学生本人に支給する。
- (3) 参考書費 日本語教育期間は月額1,000円を、大学教育期間は月額2,000円を留学生本人に支給する。
- (4) 被服費 来日直後及び最初の10月に20,000円、その後4月と10月に2,000円ずつ留学生本人に支給する。
- (5) 国内見学旅費 日本語教育期間は1人月1,700円の割で毎月1日 に留学生本人に支給する。
- (6) 保険衛生費 1 人月額 1,000 円の割で算出された金額を保険衛生費として乙が保管し別にさだめる保険衛生費支出規定にもとづき支出する。
- (7) 福利費 1人当り月額500円の割で算出された金額をもって乙は留学生の見学、パーティー等リクリエーションの費用にあてる。
- (8) 宿泊費(食費をふくむ) 日本語教育期間中は一定額を各宿舎が直接支払うものとする。

大学期間中は1人月額15,000円を毎月1日に留学生本人に支給する。

- (9) 渡航費 乙は留学生が利用する船舶に対しその往復渡航費を支払う。
- (10) 地方進学準備費 地方大学に進学する留学生に対し進学の準備及び移転の費用としてその後に1人当り20,000円を支給する。
- (11) 帰国準備費 留学生が留学を終えて帰国するに際し帰国の準備の費用として1人当り30,000円をその際に支給する。

2. 教育費

甲は別に定める予算書にもとづき、留学生の日本語教育機関及び大学教育機関に受入れ期間の必要とする費用を、毎年度はじめに乙に支出するものとする。

3. 委託事務費

甲は別に定める予算書にもとづき乙が委託事務を行うに必要なる 費用を毎年はじめに乙に支出するものとする。

4. 予備費

甲は予想しがたい予算の不足に充てるため教育費及び委託事務費の合計額の3%にあたる額を予備費として毎年度初めに乙に支出するものとする。

5. 補償費

甲は留学生が乙その他受入れ期間に与えた損害の補償の担保として一定の額を乙に交付する。

乙はその都度妥当と認められる相当損害額を支出する。

国際学友会の主たる役割である日本語教育については、他の国費留学生等とは異なり、賠償留学生用の授業を提供していた。課程は文科、理科1類(数物系)、理科2類(生物系・医進コース)に分けられ、また1年の履修期間は初級(3.5ヶ月)、中級(5.5ヶ月)、上級(3ヶ月)と段階的に履修する課程となっていた。講義は日本語のみならず、基礎科目として歴史・地理・社会、数学、外国語、物理、化学、生物を文理課程に分けて履修させており、また中学校・高等学校の教科書を教材に利用していた。年間270日が授業にあてられ、また1週間の授業時間は課程により34~38時間と定められていた。これに加えて地方旅行、大学見学、工場見学といった行事も実施されていることから、かなり過密なスケジュールだったことが類推される28。大学進学前の日本語教育期間は、国際学友会における1年間とインドネシア国内での渡航前教育との計1.5年という短い期間であったが、これは1959年に行われた非公式会議における、当時の文部省の勧告が基となっている29。

2-2. 費用

留学生個人が受け取る支援は月額 3 万円を超え、当時の物価水準で大学生の初任給を上回る相当恵まれた生活支援を受けていたことがわかっている 30。では、生活支援以外ではどのような費用が賠償資金から支出されていたのであろうか。本研究のアーカイブ調査により、当時の事務文書から上記の教育費、委託事務費、予備費の詳細が判明した。教育費は主に専任教職員に対する人件費や非常勤講師への謝金等、事務費は文具や消耗品の購入費や通信費として品目分けされており、四半期毎にインドネシア賠償使節団宛に請求されていた。このうち、第2期(1961年度)の請求額は表2のとおりである。

表 2. 国際学友会からインドネシア賠償使節団への請求明細(1961年度)28

品目	第1Q請求額	第 2Q 請求額	第 3Q 請求額	第 4Q 請求額	1961年度合計
人件費	1,397,500	2,322,800	2322,800	2,847,900	8,891,000
専任教職員給与	1,048,250	1,432,250	1433,250	1,433,250	5,347,000
各種手当	111,500	277,500	278,500	278,500	946,000
社会保険	76,250	76,250	76,250	76,250	305,000
退職金	0	0	0	525,000	525,000
非常勤講師費用	161,500	534,800	534,800	534,900	1,766,000

事務費用	586,250	565,250	577,250	1,022,250	2,751,000
課外活動	62,000	63,000	63,000	0	188,000
大学配置	0	0	0	570,000	570,000
教材	84,250	84,250	84,250	84,250	337,000
事務費	243,000	243,000	243,000	243,000	972,000
設備費	122,000	100,000	112,000	50,000	384,000
予備費	75,000	75,000	75,000	75,000	300,000
合計	1,983,750	2,886,050	2,900,050	3,870,150	11,640,000

これらは更に収支計算がなされ、本事業が国際学友会の中でも独立した事業として会計管理されていた。専任教職員給与としては、主事(Director)1名、専任講師12名、事務職員4名のそれぞれ12ヶ月分の給与が計上されており、人員体制からも事業の規模の大きさが窺い知れる。更には、非常勤講師費用には、英語、独語、数学、物理、化学、生物の6分野に渡って計3188時間分が計上されていた。大学進学準備の一環である基礎学科科目については、英語以外の科目については非常勤講師による科目提供によって賄われていた。また事務費用には教科書類や事務備品が含まれるが、特に初年度は教卓や事務机等の設備、映写機をはじめとしたAV機器、顕微鏡などの理科実験器具も一式揃える必要があったようである。下瀬川(1960年12月)31によれば、理系希望者であっても殆どの学生が実験の経験を持っておらず、理科実験指導を通した基礎学科の学力向上への要求が、インドネシア大使館と進学先大学の双方から出ていた。

2-3. 宿舎

これほど大規模な留学生グループの受入れは初めてであったため、留学生受入れ環境の整備、特に宿舎の整備の必要性は前章のとおり当時の関係者にとって大きな課題であった。国際学友会での受入れに当たっては、1960年の事業開始当初は日本青年館にて宿泊と日本語教育をおこなっていたが、1962年からは渋谷区西原町に新築されたインドネシア会館にその機能は移転された。前述のとおり賠償留学生は国際学友会が一元的に日本語教育の受入れ先となっていたが、宿舎等生活面でのサポートはインドネシア大使館が担当するという役割分担が学友会と大使館の間で合意されていた。しかしながら事業開始当初は特に、両国関係者の意思疎通の不足もあり、受入れ環境整備の遅れが問題となっていた。超満員の宿舎で生活する様子や、インドネシア大使館と賠償部がお互いを非難するコメントが当時の新聞32でも報じられている。また、他の留学生が滞在する国際学友会館への入寮を学友会に直訴した学生がいたものの、生活面の管理を管轄するインドネシア大使館に相談するよう促した記録が残っている28。

その後の宿舎となるインドネシア会館(別称ウィスマ・インドネシア)は賠償資金を利用してインドネシア大使館によって建設された³³。5階建の豪華な建物で、完成後は全ての

賠償留学生が会館にて生活を共にし、学友会による日本語授業も会館内でおこなわれていた。しかし会館の機能はそれに留まらず、賠償事業を受注する日本企業との会合の場として利用される等、当時のインドネシア大使館の活動の拠点でもあったとされる 34 。インドネシア会館は建設費用のみで 5 億円程度を見込んでおり、それ自体もひとつの大きな事業であったと言え、建築はいわゆる賠償ビジネスの象徴的存在でもあった東日貿易により取り仕切られている 35 。

2-4. 大学への進学

国際学友会での 1 年間の日本語学習を経た後、賠償留学生は日本各地の大学に進学し、学士課程に進学した。造船、電気、工学といった限定された理工系分野の学生受け入れをインドネシア側が希望するのに対し、国立大学だけではキャパシティが足りないことから、私立大学が進学先に加わり、また受入れ分野も多様化した上で進学先が選定された 33。1964年度までの大学の進学先は国際学友会が発行する ISI 月報にて発表されており、表 3 にその情報をまとめた。

表 3. 賠償留学生の進学先大学一覧(年度は進学した年)36

			1961年	1962 年	1963年	1964年
北	海	道	0	0	1	1
岩		手	1	1	1	0
東		北	3	3	2	1
秋		田	3	3	3	3
宇	都	宮	1	2	1	0
群		馬	2	2	2	2
東		京	2	2	3	1
東	京 農	工	3	3	5	2
東	京 商	船	0	1	1	0
東	京 水	産	1	3	3	5
東	京 工	業	0	0	1	1
電	気 通	信	2	2	3	2
横	浜 国	立	2	2	2	2
信		州	3	1	0	0
岐		阜	1	1	2	0
静		畄	2	2	2	0
名	古 屋 工	業	1	1	1	1
三		重	0	0	0	0
京		都	3	3	2	1
京	都 工 芸 繊	維	1	1	3	2
大		阪	4	3	3	2
岡		Щ	1	1	2	0
広		島	3	2	2	2
山		П	1	1	0	0

香			Щ	3	3	2	0
愛			媛	4	2	3	1
高			知	1	1	1	0
九			州	3	3	3	2
九	州	エ	業	1	1	2	0
熊			本	2	1	2	0
宮			崎	2	2	1	0
鹿	<u>ل</u>	į.	島	4	4	3	3
_			橋	0	0	2	2
			国立計	60	57	64	36
慶			応	7	8	7	3
早	利	首	田	11	10	10	7
日			本	6	6	11	2
同	慧	15	社	0	0	0	4
武	蔵	エ	業	5	5	5	2
東	京	電	機	5	4	5	4
慈	恵	医	科	2	1	2	0
私立計			36	34	40	22	
			合計	96	91	104	58

事業開始時には国立 63 名、私立 37 名という内訳が予定されていたが 37、実際にそれに近い割合で配置がされていたことがわかる。私大では、現在でも多く留学生を受け入れている総合大学と単科大学に分かれているのが特徴的である。上記の他、大学進学が適わなかったものは主に短大に入学をしていた。以下は、同じ資料から抽出した専攻分野別での進学人数一覧である。分野では銀行商業、電気工業、電気通信が多く、それ以外にも幅広く理系分野に進学している。

表 4. 大学での専攻別人数一覧

				1961年	1962 年	1963年	1964年
石			油	5	3	3	2
石			炭	0	3	6	0
鉱	Щ	エ	学	7	4	2	2
治			金	6	6	6	4
化			学	0	0	2	0
電	気	通	信	13	8	11	13
電	気	工	業	18	19	16	2
産	業	_	般	2	1	0	0
産	業	工	学	4	3	3	0
産	業	化	学	4	6	3	0
産	業	経	済	0	2	2	0
林			業	1	2	4	0
繊			維	4	3	6	7
室	内	装	飾	0	0	1	0

造			船	4	3	3	6
水			産	5	5	5	8
航			海	0	1	1	0
畜			産	4	1	1	0
農	当	t	医	1	1	1	0
医			学	4	3	4	0
銀	行	商	業	14	17	19	13
建			築	0	0	0	1
	計	+		96	91	104	58

アーカイブ調査を通して、国際学友会から大学への移行にあたっては、国際学友会の教職員が受入れ先との折衝や導入に携わっていたことがわかった。特に毎年 3 月には地方大学へ進学する学生を国際学友会職員が引率し、入学手続きや宿舎選定や入居をサポートしていた。引率の様子は毎年 3~4 月の ISI 月報に引率記としてまとめられている 38。インドネシア会館等での集団生活から一変し、地方では適当な宿舎が無く、一般の民家で下宿生活をすることも多かったようだ。引率記の中には、留学生たちの不安な様子と共に、宿舎や大学の体制における日本における留学生受入体制の不備への指摘を書いたものも少なくない 39。

3. 大学進学と卒業後のキャリア

アーカイブ調査に加えて、3人の元・賠償留学生ならびに元・日本留学生協会(PERSADA) 関係者へのインタビュー調査を 2018 年 10 月におこなった。インタビューでは留学中の思い出や留学後のキャリアや生活について質問し、文献資料には現れない個々のエピソードや主観的な留学経験の意義を知ることを目的とした。回答者のプロフィールは以下のとおり。本稿では、特定の回答者について言及する際は表内のコードを使用する。

回答者コード	進学先
IN1	東京大学・治金
IN2	早稲田・金属工学
IN3	横浜国立大学・造船

回答者はPERSADAを通して紹介していただいた。3名とも帰国後は、そのキャリア上も、元・留学生としても、日本インドネシア間の交流促進に様々な形で携わっている。彼らの回答は留学経験や賠償留学制度に対して全面的に好意的であるが、一般化するのではなくあくまで制度が良く作用した例として捉えるべきだろう。

これに加えて、同年 12 月に IN3 の大学時代の日本人クラスメート 2 名に対してのインタ ビューをおこない、また、大学での受入れに関する当時の調整や手続きについて、早稲田 大学史資料センターに所蔵されている文書集を参照した。大学進学後の賠償留学生の学生 生活について理解を深める手がかりとして、これらの調査で得た情報を援用する。

3-1. 参加学生と進学先

さて、賠償留学生に選出されたのはどのような学生だったのか。先行研究 40では国内有力者との縁故で選ばれたケース等への言及があるものの、学生の選出方法はインドネシア側で行われていたこともあり、詳細は不明であった。元・賠償留学生へのインタビューによると、高等学校卒業時に教員等から賠償留学生制度を紹介されている。卒業と派遣時期にはずれがあったため、3 名とも先に国内大学に入学していた。志望理由は、当時の日本の文化や急速な発展への興味、校長からの勧め等があったが、そもそも留学を希望しており、奨学金付きで留学できる先として、ソ連や東ドイツへの留学制度と並行して申し込んでいたケースもあったようだ。

制度には各県に数名の枠が割り当てられており、まず各県で候補者が選出され、受験すべくジャカルタに派遣された。ジャカルタでの試験は、英語、歴史、共産主義、といった科目の筆記試験、ならびにインドネシア文部省担当官による面接で構成されており、日本語能力は一切問われなかった。多くの受験者がいたが、やはり縁故による採用があることは受験者の間でも認識されていたようだ。

進学先ならびに大学での専攻分野はインドネシア出発前に決定されていた。学生は希望する分野を提出できたが、最終的な決定はインドネシア文部省がおこなっていた。また、4期以降は選択できる分野もかなり絞られていたようだ。治金は IN1 の希望分野だったが、これは自身にコネが無いことを踏まえ、競争率が低い分野を希望したとのことであった。一方、IN3 の専攻は造船だが、これは第一希望の建築に漏れて選ばれた分野であった。当時の日本は造船では世界最高の製造量を誇っており、国土の性質上、造船・海運行が重要なインドネシアにとって、同分野での留学生派遣は重要な意味を持っていた。同時期には私費で日本に留学する学生もおり、横浜国立大学の造船科には学年違いでインドネシア人留学生が在籍していたそうだ。

翻って、大学はどの様な文脈で受入れを進めていたのであろうか。最も多くの学生を受け入れた早稲田大学では、初年度に 11 名の学生を受け入れた。受入れに関する正式な依願が文部省からあった 1961 年 3 月 9 日には外国学生特別選考の第一次試験を終了していたものの、特別処置で 3 月 23 日、24 日に試験を行い、全員を入学させている 41。各大学における賠償留学生の取り扱いについては学生受入れと並行して整備されていたのか、文部省からは 1961 年 12 月にやっと下記のルールを記した細則が送付されている。

- 賠償留学生は学生定員の枠外で受入れができる。
- ・ 入学試験の学力検査結果は、選抜のためではなく入学後の教育・指導のための資料として扱う。
- ・ 各学生の成績、懲戒や身体障害により学業継続が困難な場合などは、文部省に報告・

相談すること。

転学科は原則として認めない。

大学院進学も当初認めないとされていたが、その後インドネシア大使館にて扱いが見直され、成績優秀者や、水産や造船工学等インドネシア国内で人材が不足している分野については、進学や文部省国費留学生への切り替えを認めている 42。

3-2. 大学での学修と生活

インドネシア国内では 1958 年に日本文化学院がジャカルタに設立されており、日本より派遣された日本語教育専門家が賠償留学生の渡日前教育を実施していた 43。とはいえ殆どの学生にとって日本語は全くの初学であり、国際学友会での 1 年間の日本語学習を経た後の大学での学修は相当難易度が高いものであったと思われる。特に 1 期生は制度の不備もあり、中には来日が数ヶ月遅れた学生もいたようだ。早稲田大学では、推薦者は全員受け入れたものの、日本語能力試験の結果に基づき入学後 1 年間は主に日本語を履修させていたようだ。大学入学後も日本語能力が課題であったのか、夏期休暇中には大使館が主催する日本語講習会が開催されている 42。

インタビュー回答者は共通して大学進学後の講義の難しさに言及していた。特に日本史等の教養科目は基礎知識の不足もあり相当苦労をしていたようだ。反面、専門科目は理系分野の特徴や、研究室を通して教員や日本人学生からのサポートが受け易いこと等から、比較的楽に感じていたようだ。一方、造船学科で共に学んでいた日本人学生2名は、IN3が日本語で苦労していた様子はあまり見受けられず、日本人とほぼ同じ様に履修していたと記憶していた。

3-3. 政治活動

Nishihara (1976) ³⁴ や倉沢 (2016) ⁴⁴は派遣学生と権力者との縁故や、スカルノ派の学生で占められていたインドネシア学生協会 (PPI) の政治団体としての性格から賠償留学生の政治性について言及しているが、本調査におけるインタビュー対象者は政治活動から距離を置いていたらしい。個々の学生の政治活動とその後の進路や元・留学生としての活動については本研究では明らかになっておらず、追跡調査が求められる。

また当然のことながら、政権交代のショックは共産圏への留学生にとってより大きなものであったようだ。スカルノの共産圏との距離の近さを反映して多くの学生が東ドイツやソ連に派遣されていたが、彼らの中には社会主義国で教育を受けたことや現地で政治的運動を行なっていたことで、政権交代後のインドネシアに帰国することを恐れていた。IN1によれば、インドネシア国内ではむしろ、地域を問わず外国で教育を受けた人材を尊重する論調が強かったものの、不安からそのまま留学先国に残る学生も多かった。

3-4. 受入れ大学の体制

留学生の受入れ経験が少ない当時、大学としてのサポート体制には大きな差異があったようだ。同じ国立大学でも、教員がクラスに留学生がいることを知らなかったケース、学科としての留学生受入の経験がほぼ無いことから注目されてサポートを受けたケース、と様々である。例えば静岡大学では特別補習が組まれ、日本語教員はインドネシアの教材を自身で勉強して指導方法を検討し、また日本人の勉強相手を選定するなど大学全体として手厚い体制があった一方、別の大学では厳しい受入方針で留学生が苦労していた、といった報告が残っている45。

次に大学進学後の経費であるが、これは教育費という名目で、国立大学は一人あたり 15 万円インドネシア側から国庫を通して支払われている 15。早稲田大学では、実費(入学金、授業料、施設費その他)に加えて一人につき年間 10 万円が「特別指導料」という名目で徴収されていた。電気工学科の場合、学費年額の実に倍の金額である。国私問わず大学にとっては少なくない収入であったと思われるが、具体的にどのように使われたかは定かではない。ただ各省庁に回覧されていた説明書には、人員や設備等の受入体制の整備促進の必要性と、そのために必要な物資と役務を賠償計画に計上する旨が記載されている 42。松尾(1978)46は賠償留学生制度を振り返りながら、当時の受入れ大学は「それまで全く留学生を扱ったことがないか、仮にあっても試行錯誤による模索の段階」であり、日本の大学が国際化を進める契機であったとしている。それは教職員の経験値としてはもちろん、資金面でもある程度のキャパシティビルディングとしての意味があったのであろう。

3-5. 帰国後の進路

賠償留学生は、留学後はそのまま帰国し省庁をはじめとした政府機関で活躍することが期待されていた。ギナンジャール・カルタサスミタ氏をはじめ、大臣経験者や国営企業の重職を務めた者もいる。1970年に在日インドネシア大使館から国際学友会に提供された資料によれば、卒業生116名のうち43名が農林省や工業省といった中央省庁に就職しており、また残りの大多数も国営企業、地方の役所、軍、大学等で勤務していた47。

しかしながら第 3 期以降の学生はスカルノの失脚後に帰国することになり、こういった 政府機関への就職システムは予定どおり機能しなかったらしい。インタビュー回答者達に よると、留学生は留学期間に 6 年を加えた年数(例:学友会 1 年、学部 4 年の場合は計 11 年)をインドネシア政府のために働く義務があった。政府機関でのポジションに空きが無い場合でも賠償留学生はリストアップされ、政府の要請があればすぐに応じるルールになっていた。ところがスハルトへの政権交代直後は政府の予算が無く、こういったルールにも関わらず政府機関への新規採用の予定が無いという状況であった。例えば IN1 の場合、卒業後に国費留学生制度を利用してそのまま東京大学の大学院に進学して修士号を取得した。帰国したが上記の事情から自身で就職活動を行い、金属関連の国営企業に就職。5 年程 勤務した後、現地の日本企業に転職している。IN2 は第 1 期生であったが、起業して建築

業を自営していた。

IN3 の場合も結局政府からの要請は来ることはなく、日本企業や政府関係者を相手に通訳の仕事等で生計を立てた後、技術研修生として再度来日し、鉄工メーカーで日・イ貿易のスペシャリストとして勤務することになる。その後、インドネシア国有の石油・ガス企業である PT Pertamina に就職し、日本の造船業とは立場を変えながら深く繋がっていくこととなる。それは奇しくもスハルト政権の下で外国資本を受け入れながら経済発展を遂げた時代であり、日本企業が積極的に進出するなかに元・賠償留学生達の活躍の場があった。同時期に主流であった共産圏への留学生と比較した時、国内体制の変化と 2 国間の経済関係の変化の両面から優遇され、自身のように産業界で成功するケースが出たと彼は振り返っている。更に IN3 のケースでは、横浜国立大の学友が日本の運輸・船舶関連の仕事に就いたため、両国側からビジネスを通しても繋がり続けていた。今でも数年に 1 度の同窓会に出席するなど、公私にわたる交流が賠償留学から続いている。

3-6. 二国間関係への寄与

IN3 は、留学を通して得た学びや繋がりが、両国関係の発展を個々のレベルで支えた例と言える。他方、両国間の留学生交流の歴史的な文脈で見れば、賠償留学生はどの様な位置付けにあるのだろう。インタビューでは彼らは南方留学生を「偉い先輩」と呼ぶなど、尊敬の意を隠さなかった。それは、南方留学生が賠償留学生制度の開始に関わり、また当時の文部省の課長として賠償留学生制度を設計したアマング氏のような先輩への尊敬の念があるのであろう。賠償留学生の渡航前日本語教育を提供していたジャカルタのインドネシア文化学院もまた、南方留学生により作られたものだった20。そして日本側もまた、国際学友会の担当部長として南方留学生を受け入れ、終戦から戦後の混乱時に留学生達と深く関わった金沢謹氏が、引き続き常任理事・日本語学校長として、賠償留学生の受け入れに携わっていた48。南方留学生が中心となって設立されたダルマプルサダ大学はその次の世代に引き継がれ、元・賠償留学生達が運営の中心を担っている。アマング氏の子息は現在PERSADAの事務局長を勤めており、日本・インドネシアの教育交流の中心人物として活躍している。

この様に、戦中・戦後と綿々と続く「留学生の世代」が両国関係の担い手として活躍していることは非常に興味深い。しかしながら賠償留学生の後、日本留学生は集団から個人へとその派遣形態を変える。元・賠償留学生ならびに PERSADA 関係者によると、賠償留学生はその後世に比べて、仲間を尊重する姿勢や時間に対する正確さなど、彼らにとっての日本的な性質がより身に付いていると感じているようだ。集団生活を通した学びや、徹底して全て日本語で学修した経験を、後年との相違点として挙げている。また PERSADAを中心とした元・日本留学生コミュニティも、賠償留学生が徐々にその中心から去る中で、その性質を変えていっている。日本留学の普及と帰国者の受け入れという両面で、ある種の大きな家族のようなまとまりから、留学の目的も形態も異なる個人を包括する組織へ。

元・日本留学生というアイデンティティをどのように捉えられるかが、今後の PERSADA にとっての課題となるだろう。

まとめ

インドネシア賠償留学生制度は、以上みたように、1950年代末から60年代初頭という 時期にごく短期間に実施された事業であった。今回、本事業に関して残されている史資料 や実際の留学生、またそうした留学生が日本の大学で共に学んだ同窓生へのインタビュー を通じて明らかになったことは、第一に、研究開始前に予想したとおり、本事業がその名 称にある「留学」という意味とは異なり、日本の戦後賠償という極めて政治的な施策のひ とつとして展開されたものであるとういことである。同時期は日本が戦後復興の課程を経 て国際社会において一定の政治的立場を得、高度経済成長の只中にあり、インドネシア側 からみれば、「高度な工業国」として復活を遂げた成功例とうつっていた。しかしながら、 当時の日本の留学生政策において、留学生受入れは、その後 1980 年代にはいって開始され た「留学生受入れ 10 万人計画」や 2000 年代以降の「30 万人計画」のように戦略的に展開 しているのとは異なり、政策として展開されていたわけではなく、いわばインドネシア賠 償留学生制度はインドネシア側からの要望に基づき行われた部分が大きかったといえる。 第2節で述べたとおり、教育・技術研修は当初から賠償交渉の議題に含まれており、特に 同国経済界の要望のひとつとして、日本からの技術者派遣によるインドネシア国内での技 術者養成と合わせて、インドネシアから打診されていたものである。このことを含め、全 体としては、インドネシア賠償留学生制度は、戦後賠償をめぐるインドネシアと日本の二 国間関係と、第 1 節で述べたようにインドネシア側の内政問題を含めた実に微妙な駆け引 きのなかで実施されたものであり、その意味で第一義的には、賠償事業としての意味づけ が非常に大きい。

しかしながら、第 2 節及び第 3 節での史資料分析の結果から明らかなように、本事業が他の賠償事業と質的に異なるのは、人材育成として実施されたという点であり、実際にそこで学んだ留学生や彼らと交流のあった受入れ側日本人との間に、二国間の賠償を越えた様々な「交流」が展開され、そこにはいわゆる人材育成が本来もつ教育的機能を見出すことが出来るという点である。賠償交渉の中で話し合われたのは、賠償額やそこでの留学生の数、受け入れ体制などであり、その過程では実際に来日した 381 名に期待されたのは、インドネシア側が自国の経済発展のために考えた経済や工学といった分野の知識や技能の習得であった。しかしながら、今回の調査を通じ明らかになったのは、人的ネットワークや交流であり、そのことが、その後の日本とインドネシア双方の経済貿易活動の基盤の一端を築いたことが、卒業生や同窓生の活躍から伺うことができる。さらには、同窓生同士が、事業が実施された当時から 60 年余りを経た今も、同窓会を開いて時に旧交を温めているということには、経済やビジネスの利害関係を越えた交流を大事にしようとする関係者

の思いが重なる。インタビューを通じ、賠償留学生側も日本人同窓生側も、当時の学生たちにとっては、それぞれがともに学んだことが戦後賠償制度の一環であったという意識は感じられず、まさに親しい友人でありともに学び合う仲間として過ごしたということを 60 年余りを経た今日も大切にしている。こうした現実的な成果は、賠償交渉の中で期待されたもの以上の「成果」であり、ここに、本事業がやはり「留学」という冠を付けて実施されたことの意味を見出すことができる。いわば、インドネシア賠償留学生事業は、戦後賠償としての事業であると同時に、それがインドネシア学生の日本留学というかたちをとったことで、賠償の金額を越えた意義をもつことになったということが出来よう。

そもそもインドネシア側が「留学」という施策を選択した背景には、当時の日本の復興発展もさることながら、前述のように戦前の南方留学生事業への評価から、人材育成事業への期待があったからであることも指摘できる。南方留学生事業の一部は、第2節でも述べたとおり、インドネシア元留学生協会(PERSADA)やダルマプルサダ大学の設立に携わる等、二国間関係に大きく寄与し、賠償留学生制度の設計を担当したのも元・南方特別留学生の働きかけが関係していたとされているなど、同事業についても、学生たちが果たした役割には、事業本来の目的を越えた成果があったことが挙げられる。そのことが、インドネシア賠償留学生事業を後押ししたとすれば、そこには「留学生事業」の意味づけが受け継がれているとも見ることができる。

インドネシア賠償留学生制度が実施されてから 60 年余りを経た今日、留学生教育は、教育の国際化をめぐる教育政策のなかで展開されている。そこで展開される様々なプログラムや、私費留学生が自由に渡航先を選んで学び合う様相は、賠償事業とは全く異なる側面であるが、人が育ち、交流するという点では共通している。そこには、当初の事業目的を越えた展開も含まれる。6年間という短期間に実施されたインドネシア賠償留学生制度であるが、それが歴史的に残したものは、賠償問題の解決ということにとどまらず。人々の人生を支える学びの交流でもあったという点で、歴史を振り返る我々に、留学の意義を改めて問いかけるものである。

 1 本稿では 国際学友会 (1986) 『国際学友会 50 年史』 国際学友会。に基づき 381 人を受入れ人数とする。

 2 外務省「賠償ならびに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000100328.pdf (2019 年 2 月 18 日最終閲覧)。 3 注 2 と同じ。

「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-shiryou-002.htm (2019年2月8日最終閲覧)。

ならびに「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-shiryou-001.htm(2019 年 2 月 8 日最終閲覧)。

- 4「日本インドネシア賠償会議」(1952)『日本・インドネシア平和条約及び賠償協定交渉関係一件 第1巻』B'.3.1.2.3、外交史料館。
- 5 同上書、102頁。
- 6 同上書、26 頁。
- 7 宮城大蔵(2001)「インドネシア賠償をめぐる国際政治」『一橋論叢』第 125 巻第 1 号、34-50 頁。
- 8 宮山平八郎、山代昌希 (1976)「戦後日本におけるアジア人留学生の受入れ」『国立教育研究所』89 号、77-95 頁。引用は83 頁。
- 9 文部科学省(2001)「我が国の留学生受入れ制度 100 年のあゆみ」平成 13 年 11 月 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/011101/ayumi.pdf(2019 年 2 月 17 日最終閲覧)。
- 10 宮山平八郎、山代昌希 (1976)「戦後日本におけるアジア人留学生の受入れ」『国立教育研究所』前掲論文、77-95 頁。
- 11 宮城大蔵(2001)「インドネシア賠償をめぐる国際政治」前掲論文、34頁。
- 12 川上尚恵 (2016)「戦後の日本国内の外国人留学生—1950~1960 年代の『留学生教育問題』を中心として」『神戸大学留学生センター紀要』22、21-40 頁。
- 13 文部省大学学術局留学生課(加藤史雄)「外国人留学生受入れの諸問題について」『厚生補導』5巻、18-31頁。
- 14 片山信夫 (1955) 「在日東南アジア留学生の指導上の問題点」 『文部時報』 930 号、29-33 頁。
- 15 賠償問題研究会 (1963)『日本の賠償』世界ジャーナル社。
- ならびに Nishihara, Masashi. (1976) 『The Japanese and Sukarno's Indonesia: Tokyo-Jakarta Relations, 1951-1966』 University Press of Hawaii、80-95 頁。
- 16 インドネシア協会 (1952 年 1 月) 「賠償會議の経緯」 『月刊インドネシア』。
- 17「会議経過記録」(1952 年)『日本・インドネシア平和条約及び賠償協定交渉関係一件 第 1 巻』183.1.2.3、外交史料館。
- 18 後藤乾一(1986)『昭和期日本とインドネシア』勁草書房。
- 19 国際学友会(1986)『国際学友会 50 年史』国際学友会。
- 20 金沢謹 (1962年8月)「インドネシア、シンガポール、マラヤ」『ISI 月報』101号、pp.2-7。ならびに Martoredjo, Sidharta (2007)「PERSADA, the domestic partner of Japan /

ASCOJA, the ASEAN region partner of Japan J Study in Japan Comprehensive Guide J https://www.studyjapan.go.jp/en/ath/ath03e 06.html(2019年1月20日最終閲覧)。

- 21 「藤山外務大臣、ハッタ博士第 2 回会談摘録」(1957 年 10 月 17 日)『日本・インドネシア平和条約及び賠償協定交渉関係一件 第 2 8 1 3.1.2.3、外交史料館。
- ²² Foreign Broadcast Information Services (FBIS)(1954年6月7日)「Indonesia Seeks

Improved Trade Relations」『Daily Reports: Foreign Broadcasts』 109, 1954(2019 年 1月 23 日アクセス)

- 23 東京日本語教育センター所蔵資料「昭和三十四年度 事業現状報告書」(資料番号 211)。
- 24 東京日本語教育センター所蔵資料「月報」(資料番号 171)。
- ²⁵ Times of Indonesia. (1959年6月18日)「President Refuse to Go to Hiroshima, Many Indonesian Students to be Sent to Japan」『Times of Indonesia』。
- 26 衆議院外務委員会(1958)「第 28 回国会衆議院外務委員会議事録第 12 号」 http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/028/0082/02803120082012.pdf(2018 年 12 月 12 日最終閲覧)。
- 27 国際学友会(1986)『国際学友会 50 年史』国際学友会。
- 28 東京日本語教育センター所蔵資料「インドネシア賠償留学生関係」(資料番号81)。
- 29 東京日本語教育センター所蔵資料「インドネシア賠償学生関係綴」(資料番号 117)。
- 30 アジア留学生協力会、国際学友会 (1985)『インドネシア賠償留学生の思い出』アジア留学生協力会・国際学友会、8-9 頁。
- 31 下瀬川一郎 (1960 年 12 月)「留学生の理科実験指導について」『ISI 月報』81 号、2-9 頁。
- 32 朝日新聞(1960年4月20日)「ひどい受け入れ態勢:インドネシア賠償留学生」『朝日新聞』。
- 33 参議院文教委員会(1960)「第 34 回国会参議院文教委員会議事録第 12 号」 http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/034/0462/03404210462012.pdf(2018 年 12 月 12 日最終閲覧)。
- Nishihara, Masashi. (1976) The Japanese and Sukarno's Indonesia: Tokyo-Jakarta Relations, 1951-1966. University Press of Hawaii.
- 35 月刊インドネシア $(1962 \pm 6 \, \mathrm{f})$ 「第 4 年度インドネシア賠償一覧」『月刊インドネシア』 175 号、17-18 頁。
- 36 東京日本語教育センター所蔵資料「月報」および「ISI 月報」(資料番号 172, 173, 175) に掲載されている各年度の進学先一覧から抽出し作成。
- 37 東京日本語教育センター所蔵資料「インドネシア賠償留学生関係綴Ⅱ」(資料番号 119)。
- 38 東京日本語教育センター所蔵資料「月報」および「ISI 月報」(資料番号 172, 173, 175、182) の各年 3、4 月号を参照。
- ³⁹ 例えば、富田隆行(1964 年 4 月)「インドネシア賠償留学生引率記 -九州大学・鹿児島 大学-」『ISI 月報』118 号、5−11 頁。
- 40 倉沢愛子(2011)『戦後日本=インドネシア関係史』草思社。
- 41 早稲田大学史編集所(1997)『早稲田大学百年史 第五巻』早稲田大学出版部、123-124 頁。
- 42 「文部省インドネシア賠償留学生関係書類 総括・学費請求他」(1961-1971)『国際交流 関係資料』、早稲田大学大学史資料センター。
- 43 富田隆行(1991)「戦後東南アジア諸国の日本語教育」木村宗男編『講座 日本語と日本 語教育:第15巻 日本語教育の歴史』明治書院、425-439頁。
- 44 倉沢愛子(2016)「9・30 事件と日本」『アジア太平洋討究』26 号、7-36 頁。
- ⁴⁵ 中村彦四郎(1962 年 3 月)「大学進学前後:静岡の場合」『ISI 月報』96 号、15-20 頁。
- ⁴⁶ 松尾茂雄(1978)「大学の国際化」『ISI 会報』29 号、1-2 頁。
- 47 東京日本語教育センター所蔵資料「インドネシア大使館報告控」(資料番号82)。
- 48 金沢謹(1973) 『思い出すことなど』 国際学友会。